

市川市議会議長

殿

公民館等 52 施設の使用料値上げ撤回を求める請願書

26 年 9 月市議会に向けた「公民館、動植物園、スポーツ施設等使用料の値上げ中止を求める請願」署名は、累計 12,271 筆提出し、議員への要請ハガキ運動などもあり、市は 3 倍を上限とする値上げ案を条例提案しましたが、公明党や保守会派は、実施時期の延期を含む修正案を出さざるをえませんでした。27 年 10 月から原案の 2 分の 1（約 2 倍）、28 年 10 月から原案どおり 3 倍の値上げになります。

公民館、博物館、図書館など社会教育施設は本来無償が当たり前。社会教育法では、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として作られたものです。公民館を使用している市民は会費を出し合い活動をしています。また、動植物園やスポーツ施設等についても市民は手ごろな金額で利用できると楽しみにしているものです。「値上げになるとサークル活動ができなくなる」「消費税の引き上げもあり二重三重の値上げだ」と怒りの声が上がっています。

さらに、市長の諮問機関である「市政戦略会議」が次に狙っているのが、無料の駐輪場の有料化、老人いこいの家の有料化と入浴施設の廃止などです。市は市庁舎建替え、武蔵野線新駅設置と再開発、塩浜駅前再開発、ガーデニング事業などに税金をつぎこもうとしています。事業を見直せば、値上げなどしなくても十分に市政は運営できます。市民負担ばかりの押し付けは許せません。

以上の趣旨により、下記の通り請願いたします。

記

1. 公民館など 52 施設の使用料値上げを撤回してください。

氏 名	住 所	印

取り扱い団体：

連絡先：値上げを許さない市川市民の会

市川市曾谷 1-15-18 市川民商内 ☎ 0 4 7 - 3 7 2 - 3 4 1 3